

石綿健康被害救済制度被認定者の介護等の実態調査に関する検討会設置要綱

(目的)

第1条 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）が実施する石綿健康被害救済制度の被認定者の介護等の実態調査について検討を行うことを目的に、「石綿健康被害救済制度被認定者の介護等の実態調査に関する検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について、評価、検討及び助言を行う。

- (1) 石綿健康被害救済制度の被認定者の介護等の実態調査に係る調査設計（実施対象、調査項目等）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、介護等の実態調査に関すること。

(検討会の構成)

第3条 検討会は、次に掲げる構成で執り行う。

- (1) 機構が委嘱する委員をもって構成する。
- (2) 検討会に委員長を置く。委員長は、委員のうちから機構の石綿健康被害救済部長が指名し、議長として検討会を運営する。
- (3) 委員長及び委員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月30日までとする。
- (4) 機構の石綿健康被害救済部長は、必要に応じて参考人を招致できる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、機構の石綿健康被害救済部給付課が、これを執り行う。

(その他)

第6条

- (1) 検討会は公開を原則とするが、公開することにより公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、非公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成29年5月2日から施行する。